

国立大学法人東京農工大学組織運営規則等の一部改正に伴う関係規程等の整理
に関する規程

(平成 26 年 4 月 1 日 規程第 23 号)

国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部改正(平成 26 年経教規則第 1 号)及び国立
大学法人東京農工大学事務組織規程の一部改正(平成 26 年規程第 22 号)に伴い、関係規程等
の整理に関する規程を次のとおり定める。

(国立大学法人東京農工大学大学評価実施規程の一部改正)

第 1 条 国立大学法人東京農工大学大学評価実施規程(平成 16 年 4 月 7 日 16 教規程第 10 号)
の一部を次のように改正する。

第 7 条中「戦略企画課計画評価室」を「総務部総務課計画評価室」に改める。

(国立大学法人東京農工大学学報発行規程の一部改正)

第 2 条 国立大学法人東京農工大学学報発行規程(平成 17 年 3 月 16 日 17 教規程第 9 号)の一
部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「広報室」を「広報・基金室」に改め、同条第 2 項中「広報室長」を
「広報・基金室長」に改め、同条第 3 項中「広報室」を「広報・基金室」に改める。

(国立大学法人東京農工大学法人文書管理規程の一部改正)

第 3 条 国立大学法人東京農工大学法人文書管理規程(平成 23 年 3 月 28 日 23 規程第 24 号)
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「第 4 条に規定する戦略企画課、」を削る。

第 3 条第 2 項中「総務・財務担当副学長」を「総務・財務担当理事」に改める。

(国立大学法人東京農工大学情報公開・個人情報保護委員会細則の一部改正)

第 4 条 国立大学法人東京農工大学情報公開・個人情報保護委員会細則(平成 17 年 3 月 23
日 17 経教細則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号中「総務・財務担当副学長」を「総務・財務担当理事」に改める。

(国立大学法人東京農工大学における公益通報者の保護等に関する規程の一部改正)

第 5 条 国立大学法人東京農工大学における公益通報者の保護等に関する規程(平成 18 年 4
月 19 日 18 教規程第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「総務・財務担当副学長」を「総務・財務担当理事」に改める。

(国立大学法人東京農工大学安全保障輸出管理規程の一部改正)

第 6 条 国立大学法人東京農工大学安全保障輸出管理規程(平成 25 年教規程第 34 号)の一部
を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「総務・財務担当副学長」を「総務・財務担当理事」に改める。

別表中

「

戦略企画課、女性未来育成機構、イノベーション推進機構及びテニユア トラック推進機構	戦略企画課長
--	--------

学務部、大学教育センター、保健管理センター、アグロイノベーション高度人材養成センター及び環境リーダー育成センター	学務部学生総合支援課長
--	-------------

を

学務部、大学教育センター、保健管理センター及び環境リーダー育成センター	学務部学生総合支援課長
-------------------------------------	-------------

に、

研究国際部、図書館、先端産学連携研究推進センター、国際センター、総合情報メディアセンター及び学術研究支援総合センター	研究国際部研究支援課長
--	-------------

を

研究国際部、図書館、先端産学連携研究推進センター、国際センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター、女性未来育成機構、イノベーション推進機構及びテニュアトラック推進機構	研究国際部戦略企画課長
--	-------------

に改める。

(国立大学法人東京農工大学全学自己点検・評価小委員会細則の一部改正)

第7条 国立大学法人東京農工大学全学自己点検・評価小委員会細則(平成18年3月20日18細則第5号)の一部を次のように改正する。

第8条中「戦略企画課計画評価室」を「総務部総務課計画評価室」に改める。

(国立大学法人東京農工大学入学試験委員会細則の一部改正)

第8条 国立大学法人東京農工大学入学試験委員会細則(平成16年4月7日16経教細則第2号)の一部を次のように改正する。

別表1中

入試広報小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議員を兼ねる農学府、工学府及び生物システム応用科学府副部局長 各1人 ・工学府・工学部広報戦略委員会委員長、農学府・農学部広報・社会貢献委員会委員長 各1人 ・大学教育センターから選出された教員 1人 ・学務部教育企画課長 ・学務部入試課長 ・総務部総務課広報室長 ・その他小委員会が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・入試広報活動の基本方針に関すること。 ・入試広報活動の企画・実施及び調整に関すること。 ・入試広報戦略に関すること。 ・大学教育情報の発信に関すること。 ・大学案内の作成に関すること。 ・その他入試広報に関すること。
----------	---	--

を

入試 広報 小委 員会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議員を兼ねる農学府、工学府及び生物システム応用科学府副部長 各1人 ・工学府・工学部広報戦略委員会委員長、農学府・農学部広報・社会貢献委員会委員長 各1人 ・大学教育センターから選出された教員 1人 ・学務部教育企画課長 ・学務部入試課長 ・総務部総務課広報・基金室長 ・その他小委員会が必要と認めた者 	<ul style="list-style-type: none"> ・入試広報活動の基本方針に関すること。 ・入試広報活動の企画・実施及び調整に関すること。 ・入試広報戦略に関すること。 ・大学教育情報の発信に関すること。 ・大学案内の作成に関すること。 ・その他入試広報に関すること。
----------------------	---	--

に改める。

(国立大学法人東京農工大学大学情報委員会細則の一部改正)

第9条 国立大学法人東京農工大学大学情報委員会細則(平成16年4月7日16経教細則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第13号中「戦略企画課計画評価室」を「総務部総務課計画評価室」に改める。

(国立大学法人東京農工大学施設整備委員会細則の一部改正)

第10条 国立大学法人東京農工大学施設整備委員会細則(平成16年4月7日16経教細則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「総務・財務担当副学長」を「総務・財務担当理事」に改める。

第4条第1項中「総務・財務担当副学長」を「総務・財務担当理事」に改める。

(国立大学法人東京農工大学公開講座規程の一部改正)

第11条 国立大学法人東京農工大学公開講座規程(平成16年4月7日16教規程第17号)の一部を次のように改正する。

第10条中「広報室」を「広報・基金室」に改める。

(国立大学法人東京農工大学リーディングプログラムの運営に関する規程の一部改正)

第12条 国立大学法人東京農工大学リーディングプログラムの運営に関する規程(平成25年教規程第32号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「教育企画課」を「戦略企画課」に、「戦略企画課」を「教育企画課」に改める。

(国立大学法人東京農工大学研究開発成果としての有体物の取扱いに関する規程の一部改正)

第13条 国立大学法人東京農工大学研究開発成果としての有体物の取扱いに関する規程(平成16年4月7日16経教規程第54号)の一部を次のように改正する。

別表備考 中「(不在の場合は副学長(総務・財務担当))」を削る。

(国立大学法人東京農工大学における旅行命令権の委任に関する細則の一部改正)

第14条 国立大学法人東京農工大学における旅行命令権の委任に関する細則(平成22年3月23日22細則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

財務部長	監査室長に対し旅行命令を発する権限
総務部長	戦略企画課長に対し旅行命令を発する権限

を

財務部長	監査室長に対し旅行命令を発する権限
------	-------------------

に改める。

(国立大学法人東京農工大学招へい規程の一部改正)

第15条 国立大学法人東京農工大学招へい規程(平成22年3月23日22規程第33号)の一部を次のように改正する。

第9条中「総務・財務担当副学長」を「総務・財務担当理事」に改める。

(国立大学法人東京農工大学公用自動車運行管理規程の一部改正)

第16条 国立大学法人東京農工大学公用自動車運行管理規程(平成20年11月1日20教規程第55号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「戦略企画課、」を削り、「学務部入試課、」の次に「研究国際部戦略企画課、」を加え、「アグロイノベーション高度人材養成センター(アグロイノベーション人材養成支援室を含む。)」を削る。

(国立大学法人東京農工大学利益相反規程の一部改正)

第17条 国立大学法人東京農工大学利益相反規程(平成16年4月7日16経教規程第66号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「総務・財務担当副学長」を「総務・財務担当理事」に改める。

第7条第2項第1号中「総務・財務担当副学長」を「総務・財務担当理事」に改め、同条第3項中「総務・財務担当副学長」を「総務・財務担当理事」に改める。

(国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程の一部改正)

第18条 国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程(平成16年4月7日16経教規程第38号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

府中地区	本部(府中(千葉県館山市の施設を含む。))、農学研究院、農学府、連合農学研究科、農学部(東京都八王子市、神奈川県相模原市、埼玉県秩父市、群馬県みどり市及び栃木県佐野市の施設を含む。)、府中図書館、大学教育センター(府中)、国際センター(府中)、府中保健管理センター、総合情報メディアセンター(府中分室)、学術研究支援総合センター(遺伝子実験施設)、科学博物館(府中)、環境安全管理センター、放射線研究室(農学部事業所)、女性未来育成機構(府中)、アグロイノベーション高度人材養成センター、環境リーダー育成センター、イノベーション推進機構及びテニュアトラック推進機構
------	--

を

府中地区	本部(府中(千葉県館山市の施設を含む。))、農学研究院、農学府、連合農学研究科、農学部(東京都八王子市、神奈川県相模原市、埼玉県秩父市、群馬県みどり市及び栃木県佐野市の施設を含む。)、府中図書館、大学教育センター(府中)、国際センター(府中)、府中保健管理センター、総合情報メディアセンター(府中分室)、学術研究支援総合センター(遺伝子実験施設)、科学博物館(府中)、環境安全管理センター、放射線研究室(農学部事業所)、女性未来育成機構(府中)、環境リーダー育成センター、イノベーション推進機構及びテニユアトラック推進機構
------	---

に、

小金井地区	本部(小金井)、工学研究院、工学府、生物システム応用科学府、技術経営研究科、工学部、小金井図書館、大学教育センター(小金井)、先端産学連携研究推進センター、国際センター(小金井)、小金井保健管理センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター(機器分析施設)、科学博物館(小金井)、環境安全管理センター(環境管理施設)、放射線研究室(工学部事業所)及び女性未来育成機構(小金井)
-------	---

を

小金井地区	本部(小金井)、工学研究院、工学府、生物システム応用科学府、工学部、小金井図書館、大学教育センター(小金井)、先端産学連携研究推進センター、国際センター(小金井)、小金井保健管理センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター(機器分析施設)、科学博物館(小金井)、環境安全管理センター(環境管理施設)、放射線研究室(工学部事業所)及び女性未来育成機構(小金井)
-------	---

に改める。

別表第2中

生物システム応用科学府	生物システム応用科学府長	事務局長付課長(大学院生物システム応用科学府担当)及び専攻長等
技術経営研究科	技術経営研究科長	小金井地区事務部事務長

を

生物システム応用科学府	生物システム応用科学府長	事務局長付課長(大学院生物システム応用科学府担当)及び専攻長等
-------------	--------------	---------------------------------

に、

女性未来育成機構	女性未来育成機構長	戦略企画課長
アグロイノベーション高度人材養成センター	アグロイノベーション高度人材養成センター長	学務部学生総合支援課長

を

女性未来育成機構	女性未来育成機構長	研究国際部研究支援課長
----------	-----------	-------------

に、

イノベーション推進機構	イノベーション推進機構長	戦略企画課長
-------------	--------------	--------

を

イノベーション推進機構	イノベーション推進機構長	研究国際部戦略企画課長
-------------	--------------	-------------

に、

テニュアトラック推進機構	テニュアトラック推進機構長	戦略企画課長
--------------	---------------	--------

を

テニュアトラック推進機構	テニュアトラック推進機構長	研究国際部研究支援課長
--------------	---------------	-------------

に改める。

(国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構の運営に関する学長裁定の一部改正)
 第19条 国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構の運営に関する学長裁定(平成21年1月19日学長裁定)の一部を次のように改正する。

第11条中「戦略企画課」を「研究国際部研究支援課」に改める。

(国立大学法人東京農工大学テニュアトラック推進機構の運営に関する学長裁定の一部改正)

第20条 国立大学法人東京農工大学テニュアトラック推進機構の運営に関する学長裁定(平成23年5月23日学長裁定)の一部を次のように改正する。

第9条中「戦略企画課」を「研究国際部研究支援課」に改める。

(東京農工大学創基140周年・同窓会創立50周年合同記念事業実行委員会要項の一部改正)

第21条 東京農工大学創基140周年・同窓会創立50周年合同記念事業実行委員会要項(平成20年4月7日合同記念事業実行委員会承認)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「総務・財務担当副学長」を「総務・財務担当理事」に改める。

第7条第2項第1号中「総務・財務担当副学長」を「総務・財務担当理事」に改める。

第8条第1項中「総務・財務担当副学長」を「総務・財務担当理事」に改める。

(国立大学法人東京農工大学債権管理事務取扱要項の一部改正)

第22条 国立大学法人東京農工大学債権管理事務取扱要項(平成16年4月1日制定)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

寄宿料 債権	寄宿料 収益	入寮者 (国際交流会館留学生分)	研究国際部国際 交流課長	留学交流係長	許可した とき	〃	
		在寮者 (〃)			4月1日	〃	
		退寮者 (〃)			許可した とき	〃	

」

を

「

寄宿料 債権	寄宿料 収益	入寮者 (国際交流会館留学生分)	研究国際部国際 交流課長	国際交流係長	許可した とき	〃	
		在寮者 (〃)			4月1日	〃	
		退寮者 (〃)			許可した とき	〃	

」

に、

「

公開講 座の類	公開講座等 講習料債権	公開講座 等収益	公開講座 の受講者	総務部総務課 広報室長	広報係長	受講を許可 したとき	申込書 の写	
------------	----------------	-------------	--------------	----------------	------	---------------	-----------	--

」

を

「

公開講 座の類	公開講座等 講習料債権	公開講座 等収益	公開講座 の受講者	総務部総務課 広報・基金室 長	広報・基 金係長	受講を許可 したとき	申込書 の写	
------------	----------------	-------------	--------------	-----------------------	-------------	---------------	-----------	--

」

に改める。

(国立大学法人東京農工大学140周年記念会館管理要項の一部改正)

第23条 国立大学法人東京農工大学140周年記念会館管理要項(平成24年6月27日制定)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「総務・財務担当副学長」を「総務・財務担当理事」に改める。

第5条第1項中「総務・財務担当副学長」を「総務・財務担当理事」に改める。

(国立大学法人東京農工大学温室効果ガス削減対策プロジェクトチーム設置要項の一部改正)

第24条 国立大学法人東京農工大学温室効果ガス削減対策プロジェクトチーム設置要項(平成23年4月25日学長裁定)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「総務・財務担当副学長」を「総務・財務担当理事」に改める。

第4条第1項中「総務・財務担当副学長」を「総務・財務担当理事」に改める。

第7条第1項第1号中「総務・財務担当副学長」を「総務・財務担当理事」に改める。

第8条第2項各号列記以外の部分中「副学長」を「理事又は副学長」に改め、同項第1号中「総務・財務担当副学長」を「総務・財務担当理事」に改める。

(国立大学法人東京農工大学競争的資金等の取扱いに関する要項の一部改正)

第25条 国立大学法人東京農工大学競争的資金等の取扱いに関する要項(平成19年4月18日学長裁定)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「総務・財務担当副学長」を「総務・財務担当理事」に改める。

(国立大学法人東京農工大学科学技術展実施要項の一部改正)

第26条 国立大学法人東京農工大学科学技術展実施要項の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「及び技術経営研究科」及び「各」を削る。

第9条中「広報室」を「広報・基金室」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。